

医業、歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（平成19年3月30日医政発第0330014号医政局長通知）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(13) 法第6条の5第1項第13号関係 ア～シ (略)</p> <p>ス <u>広告告示第4条第15号関係</u> 「<u>財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨</u>」については、<u>評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入していること、当該制度に基づく補償を実施していることを広告できるようにする趣旨であること。その際、評価機構が定めた当該制度のシンボルマークを利用しても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) ・〇〇病院（産科医療補償制度加入機関）</u> <u>・当院は妊婦の方に安心して出産していただけるよう産科医療補償制度に加入しており、もしも重度の脳性麻痺となった赤ちゃんが生まれ、一定の要件を満たしている場合には、所定の補償金をお支払いします。</u></p> <p>セ 広告告示第4条第16号関係 (略)</p> <p>ソ 広告告示第4条第17号関係 (略)</p>	<p>(13) 法第6条の5第1項第13号関係 ア～シ (略)</p> <p>ス・<u>広告告示第4条第15号関係</u> (略)</p> <p>セ <u>広告告示第4条第16号関係</u> (略)</p>